

ID: 314

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	移転、除去の際の建築物等の使用許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第9項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第77条第9項の規定による。 (建築物等の移転及び除却) 第77条 9 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日